



第 I 章 はじめに



1. 背景及び目的

本市においては、平成 8 年 3 月に「沖縄市都市マスタープラン」を策定後、平成 22 年 3 月の見直しを経て、その将来像「国際文化観光都市」とめざすべき 5 つの骨格像のもとで、各種事業に取り組んできた。

我が国が本格的な少子超高齢社会に突入し、今後急激な人口減少が予測され、持続可能な都市経営の考え方が求められているなか、沖縄県では、人口増加が予測されており、本市では沖縄アリーナ、東部海浜開発事業、キャンプ瑞慶覧返還予定地区など、新たな都市づくりがすすめられている。

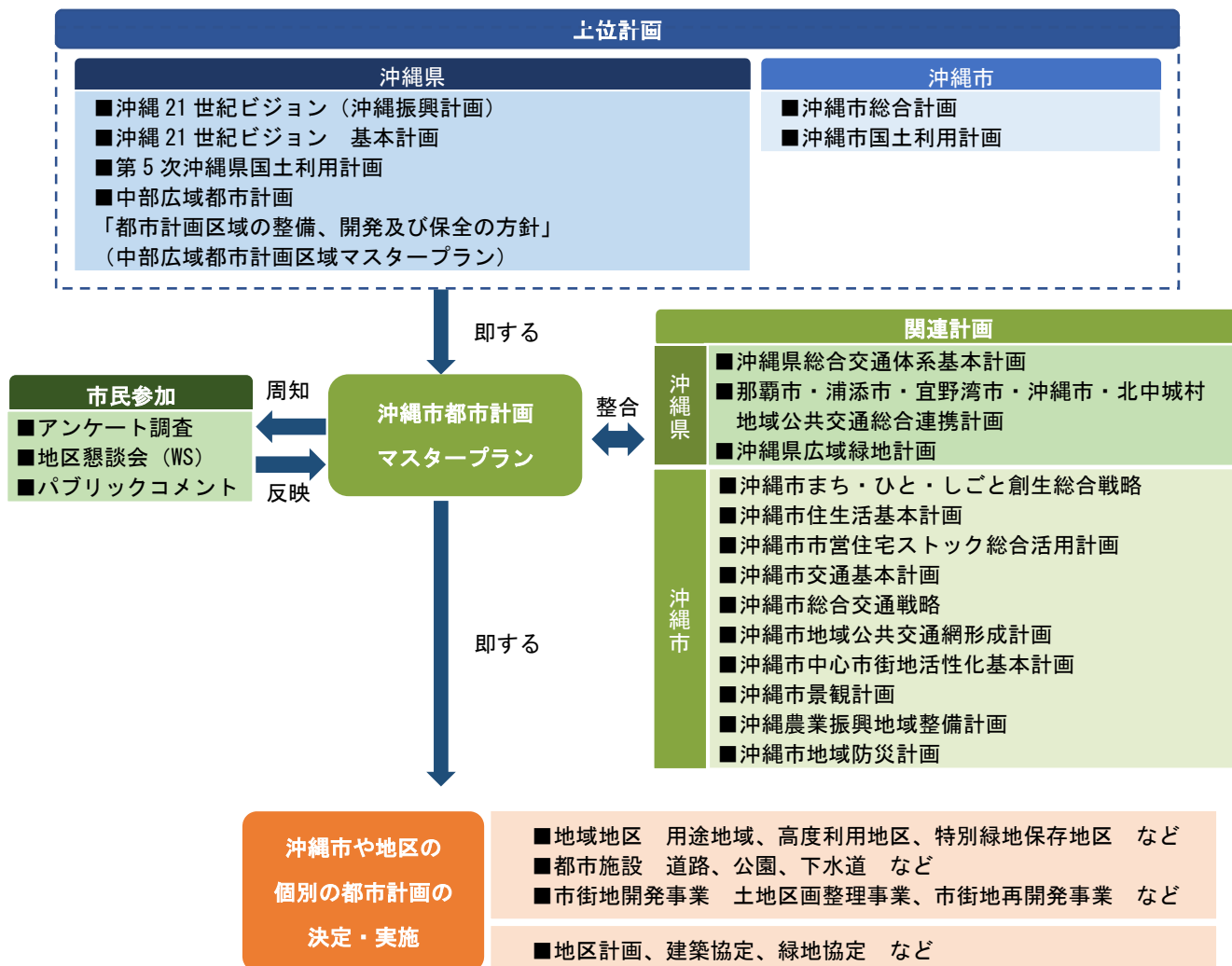
また、近年、東日本大震災や熊本地震など頻発する想定外の自然災害の教訓を踏まえ、最低限人命を守るための「減災」という考え方が広く取り入れられてきた。

さらに、沖縄県では、新たな沖縄の方向性を示す、「沖縄 21 世紀ビジョン（沖縄振興計画）」が策定され、アジア交流による経済活性化や観光振興を掲げるほか、沖縄特有の課題である基地返還や交通ネットワークなどに対応する社会づくりが求められている。

以上のことから、社会・経済情勢や法制度、本市の特性等の変化、国や県の上位計画の把握等、市の都市づくりをすすめていく上での課題等を再整理し、「沖縄市都市計画マスタープラン」の改定をおこなったものである。

2. 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 を踏まえ、上位計画である沖縄市総合計画、沖縄市国土利用計画、中部広域都市計画区域マスタープランに即して定める。また、その他の関連計画との整合性に配慮する。



3. 都市計画マスタープランの役割

沖縄市都市計画マスタープランの役割は、おおむね以下の 3 つである。

- ① 市民の意見を反映させながら、市全域及び地域レベルで、将来的な目標像や地域のまちづくりの方針を明示する。
- ② 土地利用や都市施設など個別の都市計画の実施に関し、地域住民の理解を深めるための基本とする。また、市民参加の促進と市民・事業者・行政の役割分担を明示する。
- ③ 個別の都市計画の整合性・総合性を確保し、都市計画を決定・変更する際の方向を示す指針となる。

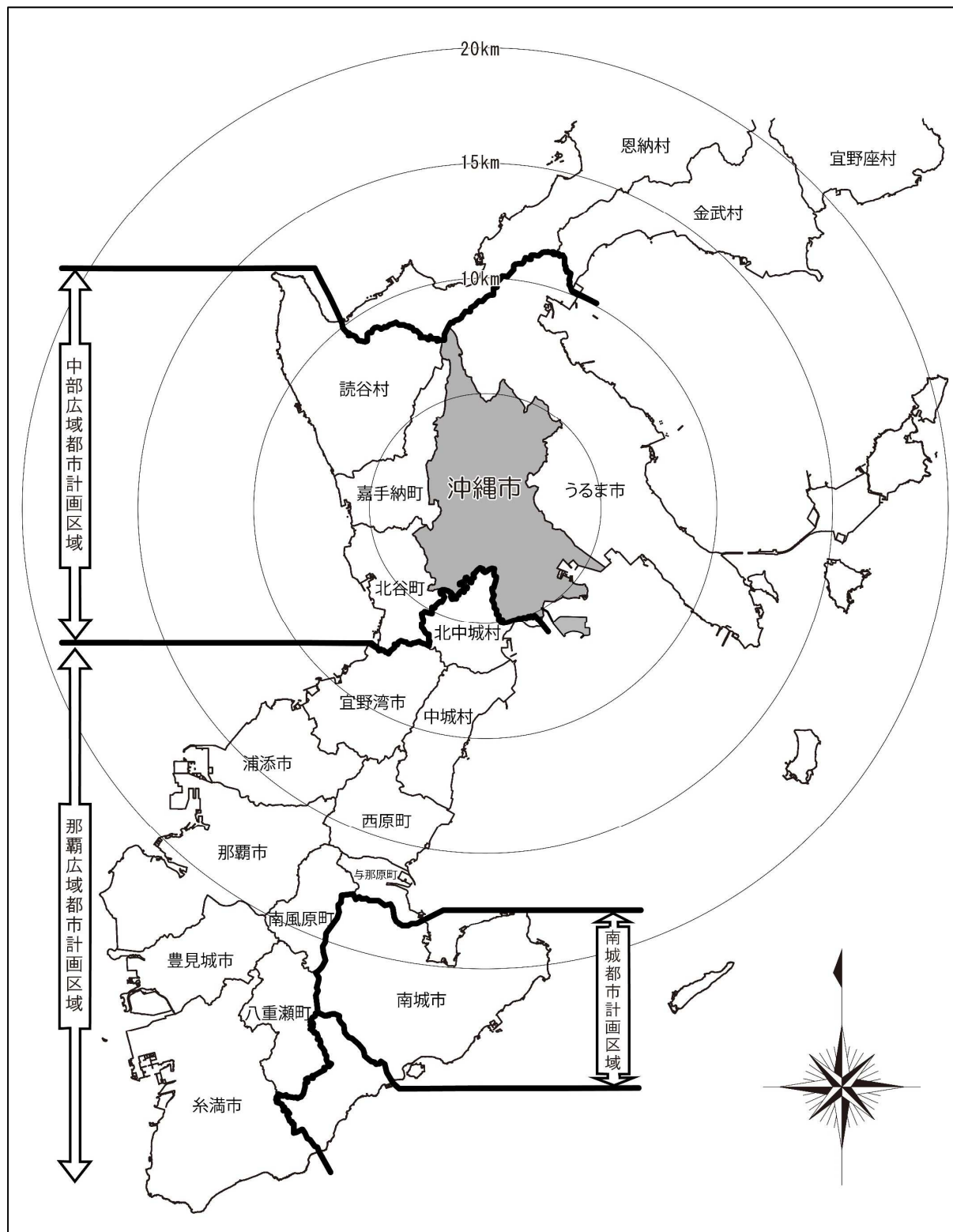
4. 計画の内容

4-1. 計画期間

本計画は、平成27年を基準年とし、おおむね20年後の令和17年を目標年次とする。

4-2. 計画対象区域

本計画の対象区域は、沖縄市全域（49.72 km²）とする。



4-3. 計画の構成

「沖縄市都市計画マスタープラン」は、以下のような構成とする。

第I章 はじめに

マスタープランの位置づけや改定体制、計画期間等を整理する。

第II章 沖縄市の現況と課題

上位計画・関連計画の整理や、人口の動向、都市施設の整備状況等を踏まえて、沖縄市の現況と課題を整理する。

第III章 都市の目標

おおむね20年後の沖縄市の将来像を定める。また、めざすべき5つの基本目標や、将来人口の設定をおこなう。

第IV章 まちづくり部門別方針

将来像の実現に向けて、土地利用、市街地整備、緑地、河川、景観などの各部門別方針を定める。また、マスタープランをより実現性の高いものにするため、おおむね20年後の目標を設定する。

土地利用の方針

市街地整備の方針

道路・交通体系の方針

緑と水の方針

下水道・河川の整備方針

景観まちづくりの方針

防災まちづくりの整備方針

第V章 まちづくりゾーン別構想

将来像の実現に向けて、市域を8つのゾーンに分け、ゾーン別構想を策定する。策定にあたっては、まちづくりにおける市民参加を促すことから、地区懇談会（ワークショップ）における検討をおこなう。

第VI章 計画の実現に向けて

将来像の実現に向けて、推進体制や、市民、行政などそれぞれの役割を整理する。

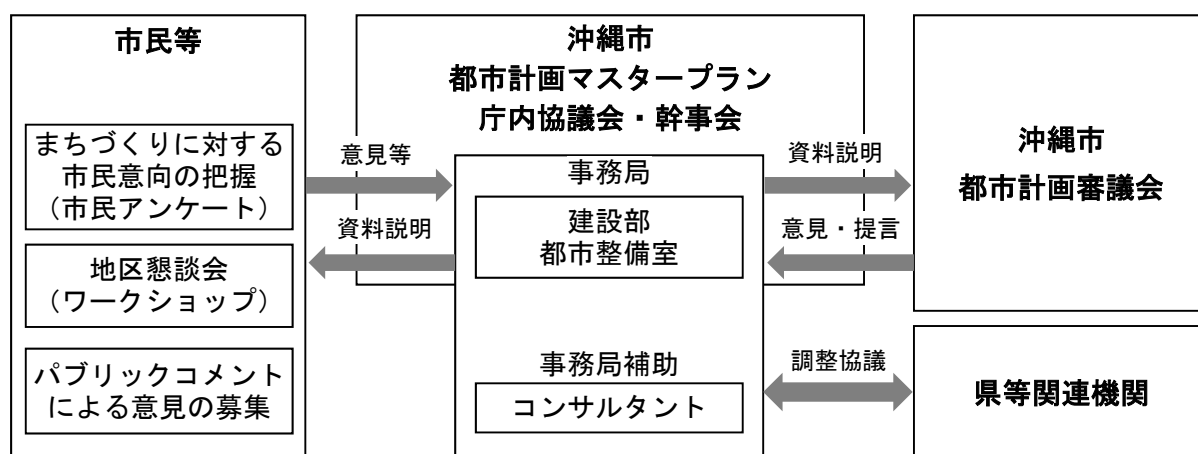
5. 改定体制

改定にあたっては、学識経験者を含め専門的な見地から意見・提言をおこなう「沖縄市都市計画審議会」と、部長級及び関係各課で構成され多角的な見地から検討をおこなう「沖縄市都市計画マスタープラン庁内協議会・幹事会」により、内容の充実を図る。

また、市域を4地区8ゾーンに区分し市民のまちづくりへの参加を促す「地区懇談会（ワークショップ）」の開催、市民アンケートやインターネット等を活用した意見募集（パブリックコメント）など、市民意見を把握する。

そのほか、上位計画等との整合性を図るうえで、県や関係機関との調整をおこなう。

■改定体制



■改定体制と計画内容の関係

